使 用 承 諾 書

令和　　年　　月　　日

賃貸物件を営業所にする場合に、貸主または管理会社から取得します。契約書の使用目的が「住居」になっているときは、ほぼ必ず求められます。

下記の物件について、古物営業法に基づく古物商の営業所として使用することを承諾します。

物件の所在地	
物件の名称・部屋番号	
使用する範囲	☐ 建物全部　　☐ 一部（　　）
使用目的	古物商の営業所として使用すること
使用者（借主）氏名	
承諾の期間	年　月　日 ～ 年　月　日 ☐ 賃貸借契約の期間中

【承諾者】 ☐ 所有者　　☐ 管理会社　　☐ 転貸人

所在地	
商号・氏名	㊞
代表者名	
電話番号	

取得するときの注意

- 賃貸借契約書の写しとセットで提出を求められることが多いです。
- 遠方の場合、FAXやメールでのやりとりで足りることがあります。まず警察署に確認してください。
- 自宅を営業所にする場合でも、賃貸なら承諾書が必要です。分譲マンションでは管理規約の確認もしてください。
- **物件を本契約する前に、貸主が承諾してくれるかを確認しておくこと。**

  契約後に断られると、営業所を変えるしかなくなります。